

# 公益財団法人広島大学教育研究支援財団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 役員等の報酬等に関する規程は、以下のとおりとする。

% (-

(報酬)

第2条

(費用弁償)

第3条

(支給基準の改廃)

第4条

(補則)

第5条

附 則